労秘第一九一四號
昭和十年十月一日

警視總監 小栗一雄

内務大臣 後藤文夫 殿
社會局長官 殿

合資會社花園商會勞働爭議ニ關スル件

發生 10.9.18
解決

關係勞働組合
勞働爭議調停法第七條ニ依ル仲裁ニ付意見書提出ノ件

10.10.9
206

標記ノ件別紙ノ通リ意見書提出候條此段及通牒候也

追テ本件ニ關シ勞働爭議調停法第七條ニ依ル仲裁ニ付意見書提出ノ件ハ別紙ノ通リ取計ヒ候ニ付此段及通牒候也

勞働爭議調停法第七條ニ依ル仲裁ニ付意見書提出ノ件

別紙ノ通リ勞働爭議調停法第七條ニ依ル仲裁ニ付意見書提出候也

昭和十年十月一日

東京地方裁判所
調停委員會
會長 判事 [redacted]

勞働爭議調停法第七條ニ依ル仲裁ニ付意見書

一、爭議ノ當事者ノ表示

(一) 東京市麹町區有樂町一丁目一番地
合資會社花園商會

(二) 右ノ爭議團ノ代表者
東京市麹町區有樂町一丁目一番地
合資會社花園商會勞働組合
組合員 [redacted] 外九名

二、爭議ノ經過

(一) 昭和十年八月十日ノ午前十時ヨリ東京地方裁判所ニ於テ調停委員會ヲ開キ調停ヲ爲シタルニ雙方共ニ之ヲ受諾シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトニ決シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(二) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(三) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(四) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(五) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(六) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(七) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(八) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(九) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(十) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(十一) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(十二) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(十三) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(十四) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(十五) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(十六) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(十七) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(十八) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(十九) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(二十) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(二十一) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(二十二) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(二十三) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(二十四) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(二十五) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(二十六) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(二十七) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(二十八) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(二十九) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(三十) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(三十一) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(三十二) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(三十三) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(三十四) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(三十五) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(三十六) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(三十七) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(三十八) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(三十九) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(四十) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(四十一) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(四十二) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(四十三) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(四十四) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(四十五) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(四十六) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(四十七) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(四十八) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(四十九) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(五十) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(五十一) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(五十二) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(五十三) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(五十四) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(五十五) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(五十六) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(五十七) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(五十八) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(五十九) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(六十) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(六十一) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(六十二) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(六十三) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(六十四) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(六十五) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(六十六) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(六十七) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(六十八) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(六十九) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(七十) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(七十一) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(七十二) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(七十三) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(七十四) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(七十五) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(七十六) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(七十七) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(七十八) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(七十九) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(八十) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(八十一) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(八十二) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(八十三) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(八十四) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(八十五) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(八十六) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(八十七) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(八十八) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(八十九) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(九十) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(九十一) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(九十二) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(九十三) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(九十四) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(九十五) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(九十六) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(九十七) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(九十八) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(九十九) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百一) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百二) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百三) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百四) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百五) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百六) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百七) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百八) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百九) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百十) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百十一) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百十二) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百十三) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百十四) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百十五) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百十六) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百十七) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百十八) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百十九) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百二十) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百二十一) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百二十二) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百二十三) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百二十四) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百二十五) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百二十六) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百二十七) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百二十八) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百二十九) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百三十) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百三十一) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百三十二) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百三十三) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百三十四) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百三十五) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百三十六) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百三十七) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百三十八) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百三十九) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百四十) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百四十一) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百四十二) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百四十三) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百四十四) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百四十五) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百四十六) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百四十七) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百四十八) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百四十九) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百五十) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百五十一) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百五十二) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百五十三) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百五十四) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百五十五) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百五十六) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百五十七) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百五十八) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百五十九) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百六十) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百六十一) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百六十二) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百六十三) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百六十四) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百六十五) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百六十六) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百六十七) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百六十八) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百六十九) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百七十) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百七十一) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百七十二) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百七十三) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百七十四) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百七十五) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百七十六) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百七十七) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百七十八) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百七十九) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百八十) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百八十一) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百八十二) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百八十三) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百八十四) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百八十五) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百八十六) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百八十七) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百八十八) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百八十九) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百九十) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百九十一) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百九十二) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出スルコトヲ約シ其ノ期日ヲ同月二十日ト定メタリ

(百九十三) 仍テ當事者ハ其ノ期日ニ出頭シ仲裁ニ付意見書ヲ提出